

千葉市民生委員・児童委員活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、民生委員・児童委員の活動に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、千葉市民生委員・児童委員協議会（以下「市民児協」という。）に対し補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業、補助対象経費は、別表に掲げるものとする。

2 補助率は、補助対象経費から当該事業に充てるべき収入額を控除した額の10/10とする。

(交付の申請)

第3条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長が定める期日までに、千葉市民生委員・児童委員活動事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 所要額内訳書
- (4) 会則

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 他の補助金等に係る補助対象範囲と補助金の充当範囲が重複しない場合に限る、他の補助金等の交付を受けている事業に補助金を充当することができる。
- (5) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(交付決定通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、千葉市民生委員・児童委員活動事業

補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

（変更等の承認申請書）

第6条 第4条第1号の規定による承認を受けようとするとき、及び補助金の
変更交付の申請をするときは、千葉市民生委員・児童委員活動事業補助金変
更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を
調査し、補助金の変更交付を決定し、千葉市民生委員・児童委員活動事業補
助金変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 第4条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市民生委員
・児童委員活動事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に
提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、補助事業の完了
の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか
早い期日までに、千葉市民生委員・児童委員活動事業実績報告書（様式第6
号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 補助事業の経過及び成果を証する書類

(3) 決算額内訳書

（補助金額の確定通知）

第8条 規則第13条の規定による通知は、千葉市民生委員・児童委員活動事
業補助金額確定通知書（様式第7号）によるものとする。

（交付の請求）

第9条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとする
ときは、千葉市民生委員・児童委員活動事業補助金交付請求書（様式第8号）
を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交
付を請求しようとするときは、千葉市民生委員・児童委員活動事業補助金事
前交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第10条 規則第17号第3項において準用する規則第6条の規定による通知
は、千葉市民生委員・児童委員活動事業補助金交付決定取消通知書（様式第
10号）によるものとする。

(返還命令)

第11条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市民生委員・児童委員活動事業補助金返還命令書(様式第11号)によるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別 表

対象事業	対象経費	内訳
民生委員・児童委員活動のための調査研究	資料収集のための経費 資料作成のための経費 関係機関に対する意見具申及び連絡調整のための経費	委託料 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 使用料・賃借料 備品購入費 車両修繕費 燃料費
資質向上のための研修会及び大会の開催及び外部研修への参加	講師にかかる経費 会場にかかる経費 資料作成のための経費 外部研修の参加経費 関係機関に対する意見具申及び連絡調整のための経費	報償費 委託料 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 使用料・賃借料 備品購入費 旅費 参加負担金
民生委員・児童委員活動の普及及び啓発	資料収集のための経費 資料作成のための経費 関係機関に対する意見具申及び連絡調整のための経費	消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 使用料・賃借料 備品購入費
区民生委員・児童委員協議会の指導・助言及び連絡調整	研修会に要する経費 事務運営に要する経費 民生委員・児童委員活動の普及及び啓発に要する経費	報償費 旅費 消耗品費 食糧費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 保険料 使用料・賃借料 備品購入費 負担金
地区民生委員・児童委員協議会の指導・助言及び連絡調整	研修会に要する経費 事務運営に要する経費 民生委員・児童委員活動の普及及び啓発に要する経費	報償費 旅費 消耗品費 食糧費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 保険料 使用料・賃借料 備品購入費 負担金

千葉市民生委員・児童委員活動事業補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

住 所

団 体 名

代表者氏名



(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
 ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年度千葉市民生委員・児童委員活動事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第 3 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助事業の目的及び内容	
補 助 事 業 の 効 果	
申請者の営む主な事業	
交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎	円 算出の基礎
交付を受けたい時期	年 月 日
補助事業の着手予定年月日	年 月 日
補助事業の完了予定年月日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 所要額内訳書 (4) 会則

様

千葉市民生委員・児童委員活動事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった千葉市民生委員・児童委員活動事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助金の交付予定時期	年 月 日
交付条件	(1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 (4) 他の補助金等に係る補助対象経費と補助金の充当範囲が重複しない場合に限り、他の補助金等の交付を受けている事業に補助金を充当することができる。 (5) 規則及びこの要綱を遵守すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市民生委員・児童委員活動事業補助金変更交付申請書

(あて先) 千葉市長

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの
申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により交付決定のあった
千葉市民生委員・児童委員活動事業補助金について、交付決定を変更されたく、千葉
市民生委員・児童委員活動事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとお
り申請します。

変 更 す る 理 由	
補 助 金 既 交 付 決 定 額	円
変 更 後 補 助 金 所 要 額	円 円
差 引 所 要 額	円
添 付 書 類	(1) 算出の基礎 (2) 事業計画書 (3) 収支予算書 (4) 所要額内訳書

様

千葉市民生委員・児童委員活動事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった千葉市民生委員・児童委員活動事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



変更前補助金交付決定額	円
変更後補助金交付決定額	円
差 引 額	円
補助金の交付予定時期	年 月 日
交 付 条 件	<p>(1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。</p> <p>(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。</p> <p>(4) 他の補助金等に係る補助対象経費と補助金の充当範囲が重複しない場合に限り、他の補助金等の交付を受けている事業に補助金を充当することができる。</p> <p>(5) 規則及びこの要綱を遵守すること。</p>

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市民生委員・児童委員活動事業補助金中止（廃止）承認申請書

（あて先）千葉市長

住 所

団 体 名

代表者氏名



（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの
申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定
のあった 年度千葉市民生委員・児童委員活動事業を次のとおり中止（廃止）
したいので、承認されますよう千葉市民生委員・児童委員活動事業補助金交付要綱第
6条第3項の規定により申請します。

中止（廃止）の理由	
中止（廃止）予定年月日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 補助事業の経過及び成果を証する書類等 (2) その他

千葉市民生委員・児童委員活動事業実績報告書

(あて先) 千葉市長

住 所

団 体 名

代表者氏名



(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
 ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった 年度千葉市民生委員・児童委員活動事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第 1 2 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

補助事業の着手年月日	年 月 日
補助事業の完了年月日	年 月 日
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
補助金の経費精算額	(1) 精算額 円 (2) 精算額算出内訳
添 付 書 類	(1) 収支決算書 (2) 補助事業の経過及び成果を証する書類等 (3) 決算額内訳書

様

千葉市民生委員・児童委員活動事業補助金額確定通知書

年 月 日付け千葉市民生委員・児童委員活動事業実績報告書により、
年度千葉市民生委員・児童委員活動事業補助金額を次のとおり確定したの
で、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助事業の経費精算額	円
補助金の確定額	円
備 考	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市民生委員・児童委員活動事業補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

住 所

団 体 名

代表者氏名



(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの
申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市達 第 号 年度千葉市民生委員・児童委員活動事業補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

補助金の確定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
交付請求額	円
添付書類	(1) 千葉市民生委員・児童委員活動事業補助金交付決定通知書(様式第 2 号)の写し (2) その他

千葉市民生委員・児童委員活動事業補助金事前交付請求書

(あて先) 千葉市長

住 所

団 体 名

代表者氏名



(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの
申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定
のあった千葉市民生委員・児童委員活動事業補助金の事前交付を次のとおり受けた
いので、千葉市補助金等交付規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定
により請求します。

補助金の交付決定額		円
補助金の既交付額	年 月 日交付 年 月 日交付 計	円 円 円
今回の交付請求額		円
添付書類	(1) 千葉市民生委員・児童委員活動事業補助金交付決定通知書(様式第2号)の写し (2) その他	

様

千葉市民生委員・児童委員活動事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市民生委員・児童委員活動事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
取消額	円
取消後の交付決定額	円 円
取消理由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

千葉市民生委員・児童委員活動事業補助金返還命令書

第 1 項

千葉市補助金等交付規則第 1 8 条 の規定により、次のとおり返還を命じます。

第 2 項

年 月 日

千葉市長 印

補助金の交付決定額	円															
補助金の既交付額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">日</td> <td style="width: 33%; text-align: right;">交付</td> <td style="width: 33%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: right;">交付</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	年	月	日	交付	円	年	月	日	交付	円			計		円
年	月	日	交付	円												
年	月	日	交付	円												
		計		円												
補助金の交付確定額	円															
返還すべき金額	円 円															
返 還 期 限	年 月 日 まで															
返還を命ずる理由																
返 還 方 法																

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

令和2年3月26日
保健福祉局次長決裁

千葉市民生委員・児童委員活動事業補助金交付要綱第4条第1号に規定する市長の承認を要する「補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更」の基準を定める件

標記の件に関し、千葉市補助金等交付規則（昭和60年規則第8号）第5条第1項第1号に規定する補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更に関し、同号に規定する「市長が認める軽微な変更」について、以下のとおり定める。

市長が認める軽微な変更の基準（以下のいずれか一つに該当するもの）

- 1 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部の変更であるもの
- 2 経費の増減の原因が、契約差金や対象者の自然増減、自然災害による影響など、やむを得ない事情によるもの
- 3 経費の配分の固定化が、かえって経費の能率的な使用を妨げるおそれがあり、かつ、補助事業者等の創意に基づく配分の変更を認めても、補助目的の達成に支障がないと認められるもの

附 則

この基準は、令和2年4月1日から適用する。